



- 活動目標**
1. 税理士の法制上の権利の擁護拡大、経済的利益の増加及び社会的地位の向上をはかるための施策を推進すること。
  2. 税理士が、法と良心と団結によってその自主性を確立すること。
  3. 税理士が国民の納税上の権利を擁護し、中小企業の利益の増大をはかること。
  4. 税理士の業務代理権の確立をはかること。
  5. 税理士資格取得上の不平等を是正すること。
  6. 税理士会、同連合会及び税理士政治連盟の運営をより民主的にするための中核としてその施策を強化推進すること。
  7. 官庁職員による税理士業務に対する不当な妨害、干渉等を排除すること。
  8. 民主税制の擁護と、納税者の側に立つ租税政策の確立を推進すること。

# 新国税通則法における税務調査

## 納税者の視点を欠く調査終了時等の手続

本紙の昨年10月25日号に掲載した「税務調査」に関する手続に疑問がある。更に、別件調査の終了手続においても、日税連作成の「納税者の同意の事実が確認できる書面」のひな型「調査の終了の際の手続に関する同意書」(別紙「同意書」参照)に疑問がある。なお、平成26年度税制改正案の「納税環境整備」に「税理士制度の見直し」として「調査の事前通知の規定の整備」がある。これは本紙先月号に掲載のとおり、税理士法第30条の規定による書面を提出している税理士があるときはその税理士に事前通知をしなければならないこととなる。つまり、現在は納税義務者に通知後、税務代理人にも通知しているが、改正後(本年7月1日以後の事前通知)は税務代理人として当然のことであるがその税理士に事前通知すればよいこととなる。

まず、昨年10月の調査(所得税・消費税・源泉所得税)は新国税通則法における私の初めての調査であった。争点となる課題も少なく約半日で終了したが、10月2日の現地調査に対する税務署の「更正決定等」をめぐり認められない旨の通知書(以前の「是認通知書」)が納税者に届いたのは11月後半であった。この「通知書」の到達が以前より遅いことから納税者に無用の心配や不安を抱かせることにもなるが、これは当局の対応の不備が原因である。後日、別件調査において統括官からこの「通知書」等の手続は月一回と

めて処理するとの意向が、指導事項もない是認の場合にも修正や更正と同様に「再調査すること」につき原則として事前通知を行いますが、当初の調査の場合と同様、再調査を行う理由について説明することはあり

また、この「通知書」に「再調査すること」につき原則として事前通知を行いますが、当初の調査の場合と同様、再調査を行う理由について説明することはあり

また、この「同意書」は

受領や修正・更正決定等の説明を受けること等が目的であるから、調査終了を通知する時点で提出を求めると思われる。事実、私の上記事例は調査終了の通知時であるが上記のように交渉過程で出てきたので真意は明確ではない。また、その後の調査では現地調査の途中や調査終了後に課題を確認しているときに提出を求められた。つまり、明らかに調査終了に

### 別紙「調査の終了の際の手続に関する同意書」(ひな型)

日税連は(ひな型)を作成し公表するにあたり次のように説明している(要旨のみ)  
平成25年1月より、国税通則法等の改正が施行され、税務代理人がある場合の調査結果の内容の説明等について、同法第74条の11第5項に、納税義務者の同意がある場合、税務代理人に対して行うことができるとされました。この場合における同意の有無の確認は、次のいずれかにより行うこととされています。

1. 電話または臨場により納税義務者に直接同意の意思が確認できた場合
2. 納税義務者の同意の事実が確認できる書面の提出があった場合

平成 年 月 日

税務署長 殿

調査の終了の際の手続に関する同意書

税理士	事務所名称及び所在地	電話( ) - ( )
又は 税理士法人	氏名又は名称	
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 ( ) 号
〔私・当法人〕は、上記〔税理士・税理士法人〕を代理人と定め、〔私・当法人〕に代わって代理人が下記の行為(国税通則法第74条の11第1項から第3項に規定する行為)を行うことに同意します。		
依頼者(個人)	住所 又は 事務所所在地	電話( ) - ( )
	氏名又は名称	
依頼者(法人)	本店所在地	電話( ) - ( )
	商号又は名称	
	代表者	
下欄に掲げる税目の調査対象となった課税期間について、		
<input type="checkbox"/>	1 現地調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合において、その旨が記載された書面を受領すること	
<input type="checkbox"/>	2 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合において、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認められた額及びその理由を含む。)の説明を受けること	
<input type="checkbox"/>	3 上記2の説明を受けの際に、修正申告又は期限後申告の必要が行われた場合における次に掲げる事項	
	① 調査の結果に關し納税申告書提出した場合には不服申立てをすることはできない更正の請求をすることはできる旨の説明を受けること	
	② 上記①の内容を記載した書面の交付を受けること	
備考	( ) 税 ( ) 税 ( ) 税	

### 主張

消費増税が目眩の間に迫った。安易に大衆から収奪できるものが悪税の最たるものである。この悪税の悪辣さは比類がない。物価は生産能力の向上に比べて下がるはずなのに、その下がる率に輪をかけて税をしばり取れば物価が上り大衆の購買意欲は低下し、いわゆる景気回復は見込めない。輸出をしない中小零細企業者は粗利益率が上がらない限り、この税を転嫁できない。この税を導入した一九八九年以来の景気低迷ぶりは見るも

無残である。即ち四半世紀に亘って不況が続いているのだ。かつて発展の途を辿った日本経済の変わり果てた姿が、いま眼前にある。安倍首相は資金のペナントによって景気回復を計ろうとしている。だが、今の日本経済にそのようないかなる力もない。これは万人の認めるところである。消費税の重圧が日本経済を逼迫させているのが解つていながら、それをさらに重くし、力の弱い企業に質上げを強いることを以ってこれに替えて

## 税金の無駄遣いをどうしたら止めさせられるか、考えてみよう

我が世の春を謳歌し、民衆は重税の乗った物価上昇に悲鳴を上げ続けている。一部のマスメディアは景気回復が進んでいるかのよう報道しているが一般の人々の心理を示す指数が小幅ながら2ヶ月連続で悪化した。い49.0となり、判断の分かれ目である「50」を1年2ヶ月ぶりに下回った。一方、1月の消費動向調査では消費者の心理を示す指数が小幅ながら2ヶ月連続で悪化した。これは放蕩息子のまじりであり、相当激しい叱責を加えないと金を使いまわらされてしまうのである。「勘当」に相当する政権交替も六十余年ぶりに実施されたが、放蕩息子がもう一人現れただけで終わった。さて、どうしたものか。税理士諸氏は税の専門家を負うているはずであるが、この問題について解くか、抜本的に考えなければならぬ。つまり、政府をして無駄遣いを止めさせるにはどうしたら良いかを、徹底的に論議してみようではないか。(二〇一四年二月十五日記) 全国専業税理士協会 副会長 荒木謙次

## 大阪出直し市長選は税金の無駄遣い

橋下徹大阪市長は一日午後、大阪維新の会の会合で「大阪都構想」の是非を問うため市長を辞職し、自ら再出馬する意向を表明しました。橋下氏は「大阪都構想」に賛成し、都構想を止めたいなら市長選で落としてください。止められないなら手続きを進めて再選すれば、都構想の実現に向けた作業を進めさせる考えを示しました。維新の会以外の党は「行政の私物化」「大義のなげ」「選挙」を口実に空振りさせることは立派な選挙の「一つだ」と選挙戦で橋下氏にアピールする機会を与えてしまおう。勝つのは「民意を得た」と言い、勢いづかせることになる。また、対立候補の候補補は見送り、橋下氏を「独り相撲」に追いやる戦術をとっています。

税金オンブズマンは、この度の市長選が「独り相撲」の税金の無駄遣いの疑いが極めて強いので大阪市長は住民監査請求をし、その請求に対し大阪市が行った必要な措置に不服があるとき、又は必要な措置を講じないときは、橋下氏に損害賠償を求める請求をしよう。大阪市民に呼びかけをしました。(濱田 益男)

## 呼びかけ声明文

大阪市民に呼びかけます。私達は、税の使い方の監視等をする目的で平成2年に関西で結成された税金オンブズマンという団体です。大阪市長の橋下徹氏は、自らの公約とする大阪都構想の進め方において、大阪維新の会以外の政党の了解を得られないことがわかると、自ら市長を辞して市長選挙を実施して民意を問いたいといっています。しかしながら、市長選挙で自らが再選されても、その進め方に異論があると主張する議会の構成が、変更されることはありません。にも拘わらず市長選挙を実施するということは、「市の税金の無駄遣いにしかならない」と我々は考えます。従って、もしこのまま市長選が実施されることになれば、その費用として使われる数億円は橋下徹氏による税金の無駄遣いとして大阪市民に損害を与えたものと言えます。我々税金オンブズマンは、このような無駄な税金の使い方を是認することはできません。そうである以上、橋下市長にその損害賠償を求めるときと考えます。大阪市民の皆さん。是非その賠償を求め、大阪市民に対して住民監査請求をすることを呼びかけるものです。以上の通り呼びかけます。平成26年2月18日 税金オンブズマン委員

\* 住民監査請求とは、市民が、市長や市の職員等による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為等があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求する制度です。(地方自治法第242条)

安倍内閣開けの法人税率引下げ論議が政府税調において始まった。日本の法人税率35.64%。消費税率10%。法人税率だけとると確かに高い? 韓国は人口は約5000万人で国会議員が3000人。日本は約1億2700万人で722人。議員一人当たり人口は17%前後で拮抗しているが注目したいのは議員報酬である。NAVERによれば、日本の国会議員の報酬は世界トップクラスで2200万円、それに對し韓国は約800万円、因みにアメリカ1570万円、イギリス970万円、ドイツ1130万円、カナダは1260万円。過去において定数削減に際しては、歳費+立法調査費+秘書書通信交通滞在費+秘書書通信交通滞在費+秘書書通信交通滞在費+議員一人当たり約1億円が支出されているという。国民の代表という仮面を被った道化師が甘い汁を吸い、それに群がる官僚、利権のために癒着をのぞみすり奇の天下り官僚の果敢企業。おまけに社員には高給を支給し派遣労働者を調整弁に使う悪徳企業。この国に未来はあるのか? この悲しい現状を維持するのは法人税率が高いのは当然である。昔からいわれる政治家、官僚、企業癒着の構図は原簿即ゼロすらでない。▼大將も垣間見られる。▼チャネルを変えて。▼やっとなさ。▼41才、20年ぶりのメダル。それも個人で銀!彼のV字もも個人で銀!彼のV字も美しくムササビのごとき風をとなえ、この数年名前すら聞きず自分のなにかも過去の人となっていた。甘いマスクと礼儀正しい控えめなトク儀。何がこの男をここまで駆り立てたのか? あらためて勇氣をもらった気がする。レギュレーション(詭説)とでも呼ばれているが彼にとって人生のフレリユード(前奏)といつたところなのであらう。おっと明日は納税相談か、おあいそ。(蘆)

日税連がひな型として作成している法定の書式ではない。従って、税理士が活用することは問題ないが、調査官がこの「同意書」を調査に持参して、税理士に提供し積極的に提出を求めると(知人の経歴は問題ではない。また、その後の調査では現地調査の途中や調査終了後に課題を確認しているときに提出を求められた。つまり、明らかに調査終了に



# 核を求めた日本

# 原発と核武装

第二次安倍内閣発足以来の日本は異変だ。米軍基地の辺野古への移設、集団的自衛権への踏み込み、武器輸出、靖国参拝、従軍慰安婦についての発言、国民保護法の秘密保安法成立、そして原発再稼働への動き。その原因をただ安倍氏個人の資質に帰する(これはできない)。東京都知事選挙で田母神氏が60万票を集めたことを見られるように排外的なナショナリズムを支持する人たちが増加していることも憂慮される。

原因究明と解決無しでは再稼働などありえないことなのだ。国をあげて再稼働に突き進んでいる。不思議なことだ。しかし結果には必ず原因がある。

原発再稼働への動きは着実に進んでいる。原子力規制委員会は新基準を作った。この夏秋には原発の再稼働の勢いに見える。福島第一原発で汚染水問題がますます深刻だ。炉心(原発事故で溶けた核燃料の塊)がどこにあるのかさえ判らないうちから水をかけて冷やしている。福島の子どもたちに多発している甲状腺がんも深刻な問題だ。収束作業に当たる労働者への放射線被曝が深刻だ。その労働者を雇用している業者はほとんどは「隠れて」福島第一原発事故の真の責任を逃している。

原因究明と解決無しでは再稼働などありえないことなのだ。国をあげて再稼働に突き進んでいる。不思議なことだ。しかし結果には必ず原因がある。

## 税金裁判ものがたり

Part II VOL.5  
弁護士 関戸 一考

### いつもと違う大阪高裁での裁判展開

この事件を担当する大阪高裁第13民事部の裁判長はK裁判長。この人は以前、私が高松高等裁判所で手痛い敗訴判決を受けたときの裁判長だった。

「弁護士も、別の事件でこの裁判長の下で敗訴判決を受けたことがあり、十分な警戒を以て臨むことにした。」

「控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象

「I弁護士の控訴理由書(その1)として、まず最初に理由付記論を展開した。勿論、その部分を担当したのはI弁護士だ。」

ところが、第一回目の口頭弁論期日におかしな現象